

介護老人保健施設 湖北やすらぎの里

施設サービス

重要事項説明書

(令和6年7月1日現在)

1. 事業所の概要

施設名	介護老人保健施設湖北やすらぎの里
開設年月日	平成22年1月1日
所在地・連絡先	滋賀県長浜市木之本町黒田1221番地 電話 (0749) 82-3725 FAX (0749) 82-3744
事業者番号	滋賀県2550380030号
施設長の氏名	納谷 佳男

2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

(1) 施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話を行うことにより、利用者（実際に当施設を利用されている方を指します。）の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的としています。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援も行います。この目的に沿って、施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(2) 施設の運営方針

- ①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に努めます。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、明るく家庭的な雰囲気をもったサービスを提供します。
- ③地域やご家族等との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援施設、介護保険サービス施設、その他の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携に努めます。

3. 施設の概要

(1) 構造等

建 物	長浜市立湖北病院4階・5階（病院併設）	
	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	2718.27㎡
	利用定員	84床

(2) 療養室・主な設備

療養室	4人室	16室
	2人室	2室
	個室	16室
浴室	一般浴槽・特殊浴槽	
診察室	1ヶ所	
食堂	2ヶ所	

機能訓練室	2ヶ所
談話室	2ヶ所
洗面所	3ヶ所
便所	9ヶ所

4. 施設の職員体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	常 勤	非常勤	病院と 兼務	業 務 内 容
事業管理者（施設長）			1名	施設職員及び業務の管理
医師			1名	利用者の診療及び療養上の指導
看護職員	10名			利用者の健康管理
薬剤師			1名	利用者の薬剤管理
介護職員	24名	15名		利用者の介護
支援相談員	2名			利用者の生活相談
理学療法士	3名		1名	利用者の理学療法訓練
作業療法士	2名			利用者の作業療法訓練
言語聴覚士	1名			利用者の言語嚥下訓練
管理栄養士	1名		1名	利用者の栄養管理
介護支援専門員	1名			利用者の施設サービス計画作成
事務職員	2名			事業に関する事務

5. サービス内容

①居室の提供

②食事

適時・適温給食の充実を図るため、食事時間、食器、配膳車等に配慮し、利用者の状態に応じた食事を提供しています。

（食事時間） 朝食 7時45分から

昼食 12時00分から

夕食 18時00分から

※ 体調や身体状況によって食事時間や食事場所を調整します。

③入浴

一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。基本的には、週に2回利用いただけます。ただし、身体の状態に応じて入浴日の変更や清拭を行うことがあります。

④医学的管理・看護

医師の指示の基に医療的処置を行い、異常の早期発見と健康状態の観察を行います。

⑤介護

食事・排泄・移動・入浴・整容などの介助を行います。

⑥相談及び援助

利用者の日常生活に関する各種の相談に支援相談員及び介護支援専門員が応じます。

⑦機能訓練

医師の指示を基に歩行訓練・筋力トレーニング・関節可動域訓練・日常生活訓練等を行います。

⑧レクリエーション

季節感のある主要行事、こども園・小中高校の生徒等の地域社会との交流を図り、また、ご家族やボランティアとの連携を通して、潤いのある日常生活が送れるように支援します。

6. 利用料金（別紙 - 1 の基本料金と別紙 - 2 のその他料金の合計金額）

(1) 基本料金

介護保険から給付額に変更があった場合、利用者の負担額を変更します。

その月の支給限度額を超えてのサービス利用をされた場合、超過分は全額自己負担になります。

(2) その他料金

①日常生活上必要となる諸費用

利用者の特別な選択による日用品等の購入代金で、利用者に負担いただくことが適当であるものについては実費を負担していただきます。

②特別のレクリエーション材料費などとして実費をいただく場合があります。

③おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※居室と食事に係る費用については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

④医療費は基本的に全額施設負担となります。一部の医療行為及び投薬、歯科受診費用・散髪代の費用については、別途、利用者のご負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

①お支払いは、原則口座振替でお願いします。（ゆうちょ銀行・滋賀銀行・関西みらい銀行・長浜信用金庫・北びわこ農協・レク伊吹・大垣共立銀行）

②毎月、前月分の請求書を発行しますので、23日（ゆうちょ銀行）または25日（その他の銀行）に口座振替を行います。引き落としを確認後に領収書を発行いたします。

※23日または25日が休日の場合は次の日

7. 身体拘束廃止について

介護保険法指定施設運営基準に基づき、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行うことはしません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、ご家族等への同意を得ます。

8. 施設利用にあたっての留意事項

・面会：原則予約制とします。

営業日：月火木金土（祝祭日は除く）の15時から16時までの1時間で1組15分間（最大4組）とします。また、面会後の次回予約は、原則として2週間の間隔を空けていただきます。

利用者等への感染防止のため、発熱・嘔吐・下痢など体調不良の症状がある場合は、面会を禁止しています。

・外出外泊：事前に施設長に届け出てください。※原則、実施日の7日前までに

・喫煙：当施設及び長浜市立湖北病院の敷地内は禁煙です。

・設備、器具等の利用：

みだりに施設の備品、器具の位置又は形状を変更しないでください。故意又は過失によって施設の設備、器具等に損害を与えられた場合、若しくは無断で設備、器具等の形状を変更された場合は、その損害を弁償していただくか、現状に回復していただきます。

・洗濯等：衣類等の洗濯は、ご家族等でお願ひします。洗濯代行業者の利用も可能ですので、希望される場合は、支援相談員又は介護支援専門員まで相談ください。なお、衣類には記名いただくか記名札の添付をお願いします。

・保険医療機関への受診：

保険医療機関（病院、診療所等）を受診される場合は、必ず当施設の担当者まで申し出てください。特に長浜市立湖北病院以外の保険医療機関を受診される場合は、当施設が発行する診察依頼書を保険医療機関窓口に提出する必要がありますので、必ず申し出てください。

・その他：ペット類の持ち込みは固くお断りします。

9. 禁止事項

多くの方に安心して生活を送っていただくために、「営利行為、宗教の勧誘、政治活動」は禁止します。また、職員への心付けは一切不要です。

10. 入退所の手続き

(1) 入所の手続き

入所申込書等の必要書類を提出いただき、入所検討会により優先順位を決定します。契約の締結後、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き

①利用者等の都合で退所される場合は、14日前までに退所希望日を支援相談員まで連絡ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が特別養護老人ホーム等に入所された場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・施設において3ヶ月ごとに実施される入所継続検討会議において、居宅にて生活ができるかと判断された場合
- ・利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な介護保険施設サービスの提供が困難と判断された場合
- ・天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、施設を利用する事ができない場合

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう督促したにもかかわらず30日間以内に支払わない場合、若しくは利用者やご家族等が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、著しい不正行為を行った場合は、退所していただく場合があります。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖若しくは縮小する場合、退所していただく場合があります。この場合、退所日の1ヶ月前までに書面で通知します。

11. 協力医療機関

協力医療機関は、長浜市立湖北病院です。

長浜市立湖北病院へ受診の際は、必ず医療保険被保険者証(健康保険証)またはマイナンバーカードをご提示ください。なお、医療費の利用者負担があり、かつ、医療保険被保険者証が確認できない場合、医療費の利用者負担割合が10割となります。

12. 緊急時の対応

利用者に容態の変化等があった場合は、当施設の医師が対応、若しくは、協力医療機関等に救急受診していただく等必要な処置を講ずるほか、ご家族等に速やかに連絡します。また、ご家族等にお越しいただくようお願いする場合があります。

13. 看取りケア(ターミナルケア)について

利用者やご家族の希望により、看取りケアを行います。看取りケア計画を定め、利用者やご家族の同意に基づき、個々に対応します。

14. 事故発生防止について

安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止マニュアルに基づき、介護・医療事故を防止するための体制をとっています。また、事故発生防止のために委員会を設置するとともに、職員の研修参加を義務付けています。

15. 事故発生時の対応

- ・サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者のご家族等に連絡を行うとともに、事故発生防止マニュアルに従い必要な措置を講じます。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ・サービス提供中、当施設の過失により事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

16. 非常災害発生時の対策

次のとおり非常災害発生時に備えるとともに、天災その他の災害が発生した場合は、必要に応じて、利用者の避難等の措置を講じます。

非常時の対応	別に定める「防災マニュアル」等に基づき、対応します。		
平常時の訓練	年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施しています。		
防災設備	防火扉自閉装置	モーターサイレン	消防隊専用放水口
	避難口(非常口)	スプリンクラー	屋内消火栓
	避難口誘導灯		

非常災害が発生した場合でも事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携・協力体制を構築しています。

17. 秘密の保持及び個人情報の保護

長浜市個人情報保護条例等に基づき、業務上知り得た利用者やご家族等に関する個人情報を適切に取り扱います。ただし、次の場合については、必要な場合、情報提供を行うことがあります。

①居宅介護支援事業所等との連携

②利用者に病状の急変が生じた場合等における病院への連絡等

③生命・身体の保護のために必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

個人情報の取り扱いは、利用終了後も同様の取り扱いとします。

18. 人権擁護及び虐待防止

利用者の人権擁護及び虐待防止のため、委員会を設置し、職員の研修参加等を義務付けています。

19. 衛生管理等

- ・入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ・必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・事業所において感染症が発生した場合においては、まん延しないよう必要な措置を講じます。

20. 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人保健のサービスの提供を継続的に実施するため、または非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21. ハラスメント対策

- ・職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・利用者が施設職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

22. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 【当施設ご利用相談・苦情担当者】

○支援相談員：加納・脇坂

電話（0749）82-3890

※その他、所定の場所に設置する「ご意見箱」をご利用ください。

(2) 当施設以外でも、ご相談や苦情について下記の窓口があります。

○滋賀県国民健康保険団体連合会事務局

住 所：大津市中央4丁目5-9

電話番号：077-522-2651 (FAX 077-522-2628)

○福祉サービス運営適正化委員会

担当部署：滋賀県社会福祉協議会

電話番号：077-567-4107 (FAX 077-561-3061)

令和 年 月 日

介護老人保健施設の入所にあたり、ご本人及びご家族等に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

施設所在地	滋賀県長浜市木之本町黒田 1221 番地
名 称	介護老人保健施設 湖北やすらぎの里
説明者氏名	印

※自署の場合は、押印を省略することができます。

私は、本書面により、施設から介護老人保健施設についての重要事項の説明を受けました。

ご本人 住所 長浜市

氏名 印

ご家族等 住所

氏名 印

※自署の場合は、押印を省略することができます。

■入 所 料 金 表■

◆介護保険給付サービス費（介護保険適用分：1割）

（令和6年4月1日より）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	多床室	883円	960円	1,028円	1,087円	1,140円
	個室	799円	875円	941円	998円	1,054円

◆各種加算料金（介護保険適用分：1割）

名称		金額	要件（備考）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）		（Ⅰ）22円・ （Ⅱ）18円・ （Ⅲ）6円/日	（Ⅰ）介護職員のうち介護福祉士の割合が80%以上配置されている場合、（Ⅱ）〃割合が60%以上、（Ⅲ）〃割合が50%以上
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）・（Ⅱ）		（Ⅰ）51円・ （Ⅱ）51円/日	厚生労働大臣が定める基準に適合し都道府県知事に届け出た場合
夜勤職員配置加算		24円/日	入所者の数20に1人以上の夜勤を行う介護・看護職員、かつ2名を超えて配置されている場合
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		月額4.4%	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・（Ⅱ）		月額2.1% 1.7%	経験・技能のある介護福祉士の他産業と遜色ない賃金水準を目指し更なる処遇改善を行う為。
介護職員等ベースアップ等支援加算		月額0.8%	介護職員に対して、1人当たりの収入を3%程度引き上げるための加算
初期加算（Ⅰ）・（Ⅱ）		（Ⅰ）60円・ （Ⅱ）30円/日	入所日から30日間に限って算定
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）・（Ⅱ）		261円・202円 /回	入所日から3か月以内に1週につき概ね3回以上の集中的なりハビリを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		243円・121円 /回	認知症の方で入所日から3か月以内に3週/回の集中的なりハビリを行った場合
ターミナルケア加算	死亡日	1,926円	入所者のターミナル（終末期）ケアを行い、かつ、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、入所者又は家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成、多職種が共同して入所者の状態又は家族の求めに応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われ、利用者が死亡した際に算定
	死亡前2～3日	922円/日	
	〃 4～30日	162円/日	
	〃 31～45日	73円/日	
認知症ケア加算		77円/日	当施設の3F（認知症棟）にご入所頂いた場合に算定します。
老人訪問看護指示加算		304円/回	退所時に、当施設担当医師が診療に基づき指定訪問看護サービス事業所に対し、訪問看護指示書を交付した場合
協力医療機関連携加算		101円/月	協力医療機関と定期的に情報共有の会議を開催することを評価 ※R7年度より50円に変更
栄養マネジメント強化加算		11円/日	管理栄養士が入所者ごとの栄養ケア計画を実施し栄養管理を行った場合
再入所時栄養連携加算		202円/回	再入所時に医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
口腔衛生管理体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）		（Ⅰ）91円・ （Ⅱ）111円/月	歯科医師等が、介護職員に口腔ケアに係る助言・指導を月1回以上行っている場合
療養食加算		6円/日	糖尿病食、減塩食等の治療食を提供した場合
外泊時費用		367円/日	外泊をした場合、月6日を限度とし、初日と最終日以外に算定
外泊時在宅サービスを利用時の費用		811円/日	外泊時に介護老人保健施設から提供される在宅サービスを利用した場合

試行的退所時指導加算	405 円/月	入所者の試行的退所時に、療養上の指導を行った場合 3 月の間に限り加算する。
退所時情報提供加算 (I)・(II)	(I) 507 円・ (II) 253 円/回	(I) 入所者が退所し、退所後の主治医に文書で紹介を行った場合、 (II) 医療機関に文書で紹介を行った場合
入退所前連携加算 (I)・(II)	(I) 608 円・ (II) 405 円/回	入所者が退所し、居宅サービス等を利用するのに必要な情報を提供し調整を行った場合
入所前後訪問指導加算 (I)・(II)	(I) 456 円・ (II) 486 円/回	入所予定日 30 日以内又は入所後 7 日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
特別療養費 (摂食機能療法)	187 円/日	摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を 30 分以上行った場合 (1 月に 4 回を限度)
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) イ/ロ・(II)・(III)	(I) イ 142 円・ ロ 71 円・(II) 243 円・(III) 101 円 /回	入所時及び退所時におけるかかりつけ医との連携を前提としつつ、当該連携に係る取り組みと、かかりつけ医と共同して減薬に至った場合
緊急時治療管理 (1 月 1 回、連続 3 日まで)	525 円/日	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急やむを得ない事情により行われる医療行為について算定
経口移行加算 (基本的に 180 日を限度)	28 円/日	経管により食事を摂取する利用者に対し、医師、その他の職種が共同して、利用者ごとに経口摂取を進めるため、経口移行計画を作成し、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合
経口維持加算 (I)・(II)	(I) 405 円・ (II) 101 円/回	(I) 摂食機能障害により誤嚥が認められる利用者に対し、医師、その他の職種が食事の観察、会議等を行い、利用者ごとに経口摂取を継続するための計画を作成し、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。(II) 会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合
退所時栄養情報連携加算	71 円/円	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、栄養管理に対する情報を提供した場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)・(II)	(I) 53 円・ (II) 33 円/月	医師、理学療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画書を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合
所定疾患施設療養費 1 月 1 回、連続 7 日 (I)・10 日 (II) まで	(I) 242 円・ (II) 486 円/日	肺炎、尿路観戦症、带状疱疹、蜂窩織炎の利用者に対して投薬、検査、注射、処置等を行った場合
認知症専門ケア加算 (I)・(II)	(I) 3 円・ (II) 4 円/日	認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施した場合
認知症チームケア推進加算 (I)・(II)	(I) 152 円・(II) 121 円/月	認知症ケアに関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の行動・心理症状に対する早期対応を評価する加算
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所日から 7 日を限度で 1 日あたり)	202 円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難で緊急入所の対応を行った場合
褥瘡マネジメント加算 (I)・(II)	(I) 3 円・ (II) 13 円/月	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合
排せつ支援加算 (I)・(II)・(III) 1 月 1 回、最大 6 月	(I) 10 円・(II) 15 円・(III) 20/月	排泄障害のため、排泄に介護を要する利用者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
科学的介護推進体制加算 (I)・(II)	(I) 40 円・ (II) 60 円/月	科学的介護情報システム (LIFE) へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進する加算
安全対策体制加算 (入所中 1 回) 1 月につき	20 円/月	介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策を講じている事業所などが算定できる加算

高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)・(Ⅱ) 1月につき	(Ⅰ) 10円・ (Ⅱ) 5円 ／月	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止する対策をとった場合
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)・(Ⅱ) 1月につき	(Ⅰ) 101円・ (Ⅱ) 10円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を講じた上で、見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入し業務改善を継続的に行った場合

◆介護保険給付サービス費 (介護保険適用分：2割)

(令和6年4月1日より)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	多床室	1,766円	1,920円	2,056円	2,174円	2,281円
	個室	1,598円	1,750円	1,881円	1,997円	2,109円

◆各種加算料金 (介護保険適用分：2割)

名称	金額	要件(備考)	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・ (Ⅱ)・(Ⅲ)	(Ⅰ) 44円・ (Ⅱ) 36円・ (Ⅲ) 12円/日	(Ⅰ) 介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上配置されている場合、(Ⅱ)	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ) 103円・ (Ⅱ) 103円/日	厚生労働大臣が定める基準に適合し都道府県知事に届け出た場合	
夜勤職員配置加算	48円/日	入所者の数20に1人以上の夜勤を行う介護・看護職員、かつ2名を超えて配置されている場合	
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	月額4.4%	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・ (Ⅱ)	月額2.1% 1.7%	経験・技能のある介護福祉士の他産業と遜色ない賃金水準を目指し更なる処遇改善を行う為。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	月額0.8%	介護職員に対して、1人当たりの収入を3%程度引き上げるための加算	
初期加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ) 121円・ (Ⅱ) 60円/日	入所日から30日間に限って算定	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ) 523円・ (Ⅱ) 405円/回	入所日から3か月以内に1週につき概ね3回以上の集中的なりハビリを行った場合	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	(Ⅰ) 486円・ (Ⅱ) 243円/回	認知症の方で入所日から3か月以内に3週/週の集中的なりハビリを行った場合	
ターミナルケア 加算	死亡日	3,853円	入所者のターミナル(終末期)ケアを行い、かつ、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、入所者又は家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成、多職種が共同して入所者の状態又は家族の求めに応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われ、利用者が死亡した際に算定
	死亡前2~3日	1,845円/日	
	〃 4~30日	324円/日	
	〃 31~45日	146円/日	
認知症ケア加算	154円/日	当施設の3F(認知症棟)にご入所頂いた場合に算定します。	
老人訪問看護指示加算	608円/回	退所時に、当施設担当医師が診療に基づき指定訪問看護サービス事業所に対し、訪問看護指示書を交付した場合	
協力医療機関連携加算	202円/月	協力医療機関と定期的に情報共有の会議を開催することを評価 ※R7年度より101円に変更	
栄養マネジメント強化加算	22円/日	管理栄養士が入所者ごとの栄養ケア計画を実施し栄養管理を行った場合	

再入所時栄養連携加算	405 円/回	再入所時に医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
口腔衛生管理体制加算 (I)・(II)	(I) 182 円・ (II) 223 円/月	歯科医師等が、介護職員に口腔ケアに係る助言・指導を月 1 回以上行っている場合
療養食加算	12 円/日	糖尿病食、減塩食等の治療食を提供した場合
外泊時費用	734 円/日	外泊をした場合、月 6 日を限度とし、初日と最終日以外に算定
外泊時在宅サービスを利用時の費用	1,622 円/日	外泊時に介護老人保健施設から提供される在宅サービスを利用した場合
試行的退所時指導加算	811 円/月	入所者の試行的退所時に、療養上の指導を行った場合 3 月の間に限り加算する。
退所時情報提供加算 (I)・(II)	(I) 1,014 円・ (II) 507 円/回	(I) 入所者が退所し、退所後の主治医に文書で紹介を行った場合、 (II) 医療機関に文書で紹介を行った場合
入退所前連携加算 (I)・(II)	(I) 1,216 円・ (II) 811 円/回	入所者が退所し、居宅サービス等を利用するのに必要な情報を提供し調整を行った場合
入所前後訪問指導加算 (I)・(II)	(I) 912 円・ (II) 973 円/回	入所予定日 30 日以内又は入所後 7 日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
特別療養費 (摂食機能療法)	375 円/日	摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を 30 分以上行った場合 (1 月に 4 回を限度)
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I)イ/ロ・(II)・(III)	(I) イ 283 円・ ロ 141 円・(II) 486 円・(III) 202 円/回	入所時及び退所時におけるかかりつけ医との連携を前提としつつ、当該連携に係る取り組みと、かかりつけ医と共同して減薬に至った場合
緊急時治療管理 (1 月 1 回、連続 3 日まで)	1,050 円/日	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急やむを得ない事情により行われる医療行為について算定
経口移行加算 (基本的に 180 日を限度)	56 円/日	経管により食事を摂取する利用者に対し、医師、その他の職種が共同して、利用者ごとに経口摂取を進めるため、経口移行計画を作成し、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合
経口維持加算 (I)・(II)	(I) 811 円・ (II) 202 円/回	(I) 摂食機能障害により誤嚥が認められる利用者に対し、医師、その他の職種が食事の観察、会議等を行い、利用者ごとに経口摂取を継続するための計画を作成し、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。(II) 会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合
退所時栄養情報連携加算	141 円/円	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、栄養管理に対する情報を提供した場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)・(II)	(I) 107 円・ (II) 66 円/月	医師、理学療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画書を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合
所定疾患施設療養費 1 月 1 回、連続 7 日 (I)・10 日 (II) まで	(I) 484 円・ (II) 973 円/日	肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎の利用者に対して投薬、検査、注射、処置等を行った場合
認知症専門ケア加算 (I)・(II)	(I) 6 円・ (II) 8 円/日	認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施した場合
認知症チームケア推進加算 (I)・(II)	(I) 304 円・ (II) 243 円/月	認知症ケアに関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の行動・心理症状に対する早期対応を評価する加算
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所日から 7 日を限度で 1 日あたり)	405 円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難で緊急入所の対応を行った場合
褥瘡マネジメント加算 (I)・(II)	(I) 6 円・ (II) 26 円/月	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合

排せつ支援加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ） 1月1回、最大6月	（Ⅰ）20円・ （Ⅱ）30円・ （Ⅲ）40円/月	排泄障害のため、排泄に介護を要する利用者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	（Ⅰ）81円・ （Ⅱ）121円/月	科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進する加算
安全対策体制加算（入所中1回） 1月につき	40円/月	介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策を講じている事業所などが算定できる加算
高齢者施設等感染対策向上加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）1月につき	（Ⅰ）20円・ （Ⅱ）10円/月	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止する対策をとった場合
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ） 1月につき	（Ⅰ）202円・ （Ⅱ）20円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を講じた上で、見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入し業務改善を継続的に行った場合

◆介護保険給付サービス費（介護保険適用分：3割）（令和6年4月1日より）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費	多床室	2,649円	2,880円	3,084円	3,261円	3,422円
	個室	2,397円	2,625円	2,822円	2,996円	3,163円

◆各種加算料金（介護保険適用分：3割）

名称	金額	要件（備考）	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）	（Ⅰ）66円・ （Ⅱ）54円・ （Ⅲ）18円/日	（Ⅰ）介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上配置されている場合、（Ⅱ）	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）	（Ⅰ）155円・（Ⅱ） 155円/日	厚生労働大臣が定める基準に適合し都道府県知事に届け出た場合	
夜勤職員配置加算	72円/日	入所者の数20に1人以上の夜勤を行う介護・看護職員、かつ2名を超えて配置されている場合	
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	月額4.4%	介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するための加算	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	月額2.1% 1.7%	経験・技能のある介護福祉士の他産業と遜色ない賃金水準を目指し更なる処遇改善を行う為。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	月額0.8%	介護職員に対して、1人当たりの収入を3%程度引き上げるための加算	
初期加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	（Ⅰ）182円・ （Ⅱ）91円/日	入所日から30日間に限って算定	
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	（Ⅰ）784円・（Ⅱ） 608円/回	入所日から3か月以内に1週につき概ね3回以上の集中的なリハビリを行った場合	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	（Ⅰ）730円・（Ⅱ） 365円/回	認知症の方で入所日から3か月以内に3週/回の集中的なリハビリを行った場合	
ターミナルケア加算	死亡日	5,779円	入所者のターミナル（終末期）ケアを行い、かつ、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、入所者又は家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成、多職種が共同して入所者の状態又は家族の求めに応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われ、利用者が死亡した際に算定
	死亡前2～3日	2,768円/日	
	〃 4～30日	486円/日	
	〃 31～45日	219円/日	
認知症ケア加算	231円/日	当施設の3F（認知症棟）にご入所頂いた場合に算定します。	

老人訪問看護指示加算	912 円/回	退所時に、当施設担当医師が診療に基づき指定訪問看護サービス事業所に対し、訪問看護指示書を交付した場合
協力医療機関連携加算	304 円/月	協力医療機関と定期的に情報共有の会議を開催することを評価 ※R7 年度より 152 円に変更
栄養マネジメント強化加算	33 円/日	管理栄養士が入所者ごとの栄養ケア計画を実施し栄養管理を行った場合
再入所時栄養連携加算	608 円/回	再入所時に医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
口腔衛生管理体制加算 (I)・(II)	(I)273 円・(II) 334 円/月	歯科医師等が、介護職員に口腔ケアに係る助言・指導を月 1 回以上行っている場合
療養食加算	18 円/日	糖尿病食、減塩食等の治療食を提供した場合
外泊時費用	1,101 円/日	外泊をした場合、月 6 日を限度とし、初日と最終日以外に算定
外泊時在宅サービスを利用時の費用	2,433 円/日	外泊時に介護老人保健施設から提供される在宅サービスを利用した場合
試行的退所時指導加算	1,216 円/月	入所者の試行的退所時に、療養上の指導を行った場合 3 月の間に限り加算する。
退所時情報提供加算 (I)・(II)	(I) 1,521 円・ (II) 760 円/回	(I) 入所者が退所し、退所後の主治医に文書で紹介を行った場合、 (II) 医療機関に文書で紹介を行った場合
入退所前連携加算 (I)・(II)	(I) 1,825 円・ (II) 1,216 円/回	入所者が退所し、居宅サービス等を利用するのに必要な情報を提供し調整を行った場合
入所前後訪問指導加算 (I)・(II)	(I) 1,368 円・ (II) 1,460 円/回	入所予定日 30 日以内又は入所後 7 日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
特別療養費 (摂食機能療法)	562 円/日	摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を 30 分以上行った場合 (1 月に 4 回を限度)
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (I) イ/ロ・(II)・(III)	(I) イ 425 円・ ロ 212 円・(II) 730 円・(III) 304 円/回	入所時及び退所時におけるかかりつけ医との連携を前提としつつ、当該連携に係る取り組みと、かかりつけ医と共同して減薬に至った場合
緊急時治療管理 (1 月 1 回、連続 3 日まで)	1,575 円/日	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急やむを得ない事情により行われる医療行為について算定
経口移行加算 (基本的に 180 日を限度)	85 円/日	経管により食事を摂取する利用者に対し、医師、その他の職種が共同して、利用者ごとに経口摂取を進めるため、経口移行計画を作成し、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合
経口維持加算 (I)・(II)	(I) 1,216 円・ (II) 304 円/回	(I) 摂食機能障害により誤嚥が認められる利用者に対し、医師、その他の職種が食事の観察、会議等を行い、利用者ごとに経口摂取を継続するための計画を作成し、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。(II) 会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合
退所時栄養情報連携加算	212 円/円	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、栄養管理に対する情報を提供した場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 (I)・(II)	(I)161 円・(II) 100 円/月	医師、理学療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画書を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合
所定疾患施設療養費 1 月 1 回、連続 7 日 (I)・10 日 (II) まで	(I)727 円・(II) 1,460 円/日	肺炎、尿路観戦症、帯状疱疹、蜂窩織炎の利用者に対して投薬、検査、注射、処置等を行った場合
認知症専門ケア加算 (I)・(II)	(I) 9 円・ (II) 12 円/日	認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施した場合
認知症チームケア推進加算 (I)・(II)	(I)456 円・(II) 365 円/月	認知症ケアに関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の行動・心理症状に対する早期対応を評価する加算

認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所日から7日を限度で1日あたり)	608 円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難で緊急入所の対応を行った場合
褥瘡マネジメント加算 (I)・(II)	(I) 9 円・(II) 39 円 /月	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合
排せつ支援加算 (I)・(II)・(III) 1 月 1 回、最大 6 月	(I) 30 円・ (II) 45 円・ (III) 60 円/月	排泄障害のため、排泄に介護を要する利用者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合
科学的介護推進体制加算 (I)・(II)	(I) 121 円・ (II) 182 円/月	科学的介護情報システム (LIFE) へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進する加算
安全対策体制加算 (入所中 1 回) 1 月につき	60 円/月	介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策を講じている事業所などが算定できる加算
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)・(II) 1 月につき	(I) 30 円・ (II) 15 円 /月	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止する対策をとった場合
生産性向上推進体制加算 (I)・(II) 1 月につき	(I) 304 円・ (II) 30 円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を講じた上で、見守り機器などのテクノロジーを 1 つ以上導入し業務改善を継続的に行った場合

■その他料金■

(介護保険の給付対象とならないサービス)

① 食費 (1 日あたり)

単位：円

利用者負担段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
食 費	300	390	650	1,920

② 居住費(1 日あたり)

単位：円

利用者負担段階 部屋の別	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
多 床 室	0	370	370	377
従来型個室	490	490	1,310	1,668

③ 日用品費

実費

④ 教養娯楽費

実費

⑤ 利用料領収証明書 (1 通につき)

550 円

⑥ 死体清拭料

5,500 円

※その他 特別なレクリエーション材料費等として実費をいただく場合があります。

※2 人室利用の居住費は、特別な室料 (330 円) と多床室の料金を加算したものです。

外泊時でも、部屋確保のため居住費をいただきます。